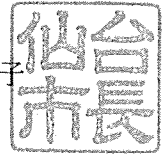


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第 21 条第 2 項の規定により条例第 16 条の規定を適用し、同条第 1 項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 9 日

仙台市長 郡 和子



記

## 1 開発事業の概要

氏名 株式会社 TASCI 代表取締役 椎名 晃之

住所 仙台市太白区諏訪町 1-7

名称 仙台ハーベストビレッジ

種別 区画形質の変更、工作物の新築

目的 被災した東部地区の農業復興振興を目的とした、仙台市の「農と食のフロンティアプロジェクト」では、市場競争力のある作物の転換や 6 次産業化の促進などが必要であるとされている。本計画では、民間資本が主体となって、地元の農業者及び JA の協力を得ながら、農業者の経営基盤を強化することを目的とし、農産物販売所及び加工場等建設する。

内容 現況が田や雑種地である土地の区域内において、面積 47,626.26 m<sup>2</sup>の土地を造成し、建築面積が 6,273 m<sup>2</sup>、高さが 7.14m の六次産業化推進施設 1（産直市場、加工品売場及び地場産品を用いる飲食店舗、屋内 WC1 か所含）、及び建築面積が 212 m<sup>2</sup>、高さが 3.85m の六次産業化推進施設 2（イベント準備や漬物加工場及び地場産品を用いる飲食店舗、屋内 WC1 か所含）の 2 棟及びその他駐車場 402 台（大型バス駐車場 2 台含）、イチゴ園 9,162.96 m<sup>2</sup>、体験農場 1,299.99 m<sup>2</sup>を設置し、農業の 6 次産業化の用に供する。

位置 仙台市若林区上飯田字天神 7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25-1、25-3、25-4、72-1、72-2、72-3、72-4、73-1、73-2、74-1、74-2、75-1、75-2、75-3、76-1、76-2、77-1、78-1、79、80、81、82、83、84、85-1、86-1、87、87-1、87-2、88-1、88-2、88-4、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92-1、92-3、92-8、92-16、93-4、94-2、94-3、99、99-2、100-1、100-2、104-2、104-3、104-4、121-2、121-3、128 の一部、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、141、142、143、144、水

仙台市若林区飯田字天神橋 17-2

面積 47,626.26 m<sup>2</sup>

## 2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。